特定非営利活動法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ

定　款

第１章 総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズという。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港北区内に置く。

第２章 目的および事業

（目的）
第３条　この法人は障害者とその余地を認める者に対して、福祉的支援に止まらず、医療や心理など当事者の生活に必要なさまざまな分野の専門家が関わり、地域生活支援に関する事業を実施することによって、障害者福祉の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）子どもの健全育成を図る活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
①心理福祉相談事業
②障害福祉サービス事業
③相談支援事業
（２）その他の事業
自動販売機の設置
２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章 会員

（種別）
第６条　この法人の会員は次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人
（２）賛助会員　この法人の事業を援助するために入会した個人および団体
（３）その他の会員

この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で理事会で別途定める会員

（入会）
第７条　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金および会費）
第８条　会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）　退会届の提出をしたとき。
（２）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）　継続して１年以上会費を滞納したとき。
（４）　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員および職務

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事　７人以上２０人以下
（２）監事　１人以上２人以下
２　理事のうち、１人を理事長、１人以上を副理事長、１人以上を常任理事とする。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長、常任理事は理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
５　法第２０条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

（職務）
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときには、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査する。
（２）この法人の財産の状況を監査する。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
５　常任理事は、事務局ないし事業所の状況を把握し、事務局内において各職員と連携をとりながら、理事長、副理事長との調整を行う。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。
３　職員は正会員でなければならない。
４　職員は特定非営利活動法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズの事務をする。

第５章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第 22 条　総会は正会員をもって構成する。

（権能）
第 23 条　総会は以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び予算に関する事項
（５）事業報告及び決算に関する事項
（６）役員の選任等に関する事項
（７）入会金、会費に関する事項
（８）長期借入金に関する事項
（９）事務局の組織等に関する事項
（１０）その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）
第 24 条　通常総会は毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りでない。
２　総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条（前条第１項ただし書きを除く。）及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)総会の決議があったものとみなされた日
(4)議事録の作成に係る職務者の氏名

第６章　理事会
（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から７日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第37条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、この限りでない。
２　理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項については、書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前２条（前条第１項ただし書きを除く。）及び次条第１項の適用について理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者総数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)理事会の決議があったものとみなされた日
(4)議事録の作成に係る職務者の氏名

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 40 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）入会金及び会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の区分）
第 41 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第 42 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 43 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 44 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事

会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ暫定予算として収益費用を講じることができる。
3　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３ヶ月以内に総会の承諾を得なければならない。
2　決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（長期借入金）
第48条　この法人が資金を借入しようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承諾を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産
（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、国または地方公共団体に帰属するものとする。

（合併）
第52条この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 53 条　この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）
第 54 条この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤井　愛子
副理事長	河野　暢明
常任理事	小澤　真梨
同	河野　芳子
理事	箕口　雅博
同	能智　正博
同	杉村　道子
同	小嶋己千代
同	俵　　一裕
監事	澁谷眞智子
同	齋藤松太郎

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず成立の日から平成 17 年 2 月 28 日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めることとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年２月２９日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金および会費は、第８条の規定にかかわらず、賛助会員のみとし、次に掲げる額とする。

月会費
個人：3000 円
団体：5000 円

附則
この定款は平成１７年６月７日より施行する。
附則
１　この定款は平成１９年６月１４日より施行する。
２　この定款の変更当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、平成１９年３月１日から平

成２０年３月３１日までとし、翌事業年度は、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までとする。
　３　この定款の変更当初の役員の任期は第１６条第１項の規定にかかわらず、平成１９年３月１日から平成２０年６月３０日までとする。
附則
　この定款は、平成３０年　１月２５日から施行する。
附則
　この定款は、平成３１年　２月１５日から施行する。
附則
　この定款は、令和　３年　１月２２日から施行する。
附則
　この定款は、令和　４年　３月１７日から施行する。
附則
　この定款は、令和　　年　　月　　日から施行する。